

旅行取引条件書

- ・お申込の際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
- ・この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

- 【募集型企画旅行】 旅行取引条件書…… P.1
- 【受注型企画旅行】 旅行取引条件書…… P.5
- 【手配旅行】 旅行取引条件書…………… P.8

(該当約款の前には、✓印を付しております。)

【募集型企画旅行】 旅行取引条件書

■お申し込みの際は必ずこの旅行条件書を読みください■

株式会社ナショナルランド（東京都知事登録旅行業第2-2174号 / 全国旅行業協会正会員）

この書面は旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5に交付する契約書面の一部になります。お申込みいただく前に必ずお読みください。

1：募集型企画旅行契約

この旅行は、株式会社ナショナルランド（以下「当社」という）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」という）を締結することになります。また契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「出発のご案内」と称する最終確定書面（以下「出発案内」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります（旅行業約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります）。

2：お申し込みの方法

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。但し、別途パンフレット、ホームページに申込金の記載がある場合は、その定めるところによります。

（お一人様）

旅行代金	10万円未満	10万円以上
申込金	20,000円	旅行代金の20%

(2)当社旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所（以下「当社」という。）は電話・郵便・ファクシミリ・Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社らが予約の承諾をする旨を通知した日から起算して3日以内（出発1ヶ月以内の予約については当社の定める期間内）に、(1)に定める金額の申込金又は旅行代金全額と申込書を提出していただきます。この期間内にお客様から申込金又は旅行代金全額及び旅行申込書の提出がなされないときは、当社らは予約がなかったものとして取扱います。

(3)通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次のほか、第3項(2)、第12項(1)及び第16項(2)によります。

(a)当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けて契約を締結することがあります（以上を「通信契約」といいます）。なお、受託旅行者により当該取り扱いきない場合や取り扱いができるカードの種類に制約がある場合があります。

(b)通信契約の申込みに際し、会員のお客様は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。

(c)通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

(d)与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3：契約成立の時期

(1)お客様との契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。

(a)店頭（及び当社らの外務員による訪問販売）の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、当社らが第2項(1)の申込金を受理した時。

(b)電話等による契約の予約の場合は、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社らがお客から第2項(1)の申込金を受理した時。

(2)通信契約は、当社らが通信契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

4：お申し込み条件

(1)未成年の方のみのご旅行の場合、保護者（法定代理人）の同意書が必要です。学校入学前の方のみのご旅行の場合、当社は、お申し込みをお断りすることがあります。

(2)最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名様（ただしコースに1名様での参加ができない旨の表示がある場合は2名様）とします。

(3)特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申し込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社らがお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。

(5)70歳以上の方は「健康アンケート」又は「健康診断書」を提出していただく場合があります。

(6)旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(8)お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(9)その他当社らの業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5：契約責任者によるお申し込み

(1)当社らは、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」という）から旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(3)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6：「出発案内（＝最終確定書面）」の交付

(1)確定した最終旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に申込みされた場合には出発当日）までにお渡しします。なお期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明致します。

(2)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は(1)の出発案内に記載するところに特定されます。

7：旅行代金の支払い

第3項の旅行契約成立時点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日までに全額をお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前に当たる日以降にお申込みされた場合、申込時点又は旅行開始日前の指定期日までに支払いいただきます。

8：旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した船舶等の交通機関の運賃・料金

(2)旅行日程に含まれる送迎等の運賃・料金

(3)旅行日程に明示した宿泊・食事・観光費用

(4) (1)～(3)に係る旅行取扱料金及び消費税

(5)手荷物の料金

スーツケース等旅行に必要な身の回り品で、3辺の和が2m以下、重量20kg以下のものをお一人様2個まで。これ以外は受託手荷物(=チッキ/有料)として預けていただくことになります。手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、手荷物の取扱いは当該運送機関の運送約款に拠ります。

- (6) (1)～(5)の代金はお客様のご都合により一部ご利用されなくとも払戻しはいたしません。

9：旅行代金に含まれないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示致します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- (2)飲料代、クリーニング代、電報・電話料、船舶及び宿泊施設等の給仕等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)疾病、傷害に関する治療費及びそれに伴う諸費用
- (4)集合地まで及び解散地からの交通費、宿泊費、食事代その他個人的諸費用
- (5)希望者のみ参加する各寄港地でのオプションツアーの旅行代金
- (6)ご希望によりお一人で1部屋を利用される場合の追加料金
- (7)任意の旅行傷害保険料並びに携帯品保険料
- (8)船室クラス変更による追加代金

10：旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的港の変更等)、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。上記の理由で延泊する場合の宿泊費、食事代等はお客様の負担となりますのでご了承ください。

11：旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、次の場合は旅行代金の額を変更致します。

- (1)当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増額又は減額することがあります。
- (2)(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知致します。
- (3)(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4)第10項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)の減少又は増加が生じる場合(いわゆる運送・宿泊機関の過剰予約等のように、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備を利用できない場合を除く)には、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5)運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。なお、その場合旅行契約を解除されたお客様より所定の取消料をいただきます。

12：お客様の交替

- (1)お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際交替に要する手数料として1万円をいただきます。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社らの承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社らは交替をお断りする場合があります。

13：お客様の解除権

- (1)お客様は、いつでも以下に定める取消料を当社らに支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社らの営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付と

なります)。通信契約を解除する場合、当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

旅行契約の解除期日(=取消日)		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前まで	無料
	20日前から8日前まで	旅行代金の20%
	7日前から8日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

- (2)お客様は次に掲げる場合において、(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - (a)契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第23項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - (b)第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (d)当社がお客様に対して、第5項の期日までに出発案内を交付しなかったとき。
 - (e)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3)当社らは(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときはその差額を申し受けます。また(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(又は申込金)を全額払い戻します。
- (4)旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しを致しません。

14：当社の解除権—旅行開始前の解除

- (1)当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (a)当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加条件をお客様が満たしていないことが判明したとき。
 - (b)お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が判断する場合。
 - (c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合。
 - (d)参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知致します。
 - (e)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- (2)お客様が第7項に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し第13項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

15：当社の解除権—旅行開始後の解除

- (1)当社は次に掲げる場合においては、旅行開始後であってもお客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (a)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられない時。
 - (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)当社が(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3)当社(1)の場合において旅行代金のうち、お客様がまだそ

の提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- (4)当社が(1)の(a),(c)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担とします。

お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

16：旅行代金の払戻し

- (1)当社は第11項(3)～(5)の規定により旅行代金が減額された場合又は第13～15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払戻しします。ただし、第13～15項において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (2)通信契約を締結したお客様に(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、当社は提携会社のカード会員規約に従って払戻しします。この場合において、当社は旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻しすべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

17：旅程管理

当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従ったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2)(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後のサービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3)(1)、(2)の業務は、同行する添乗員によって行われますが、添乗員が同行しない場合は、現地において当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」という)により行わせ、その者の連絡先は出発案内(=最終確定書面)に明示いたします。

18：当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19：添乗員等の業務

- (1)当社は旅行内容により添乗員その他の者を同行させて第17項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2)(1)の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

20：当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)次に掲げるような事由によりお客様が損害を被られたときは上記の責任を負いません。
- (a)天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (b)運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは中止
- (c)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは中止
- (d)自由行動中の事故
- (e)食中毒
- (f)盗難
- (g)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短

縮

- (h)その他当社または手配代行者の関与し得ない事由により被った損害
- (3)当社は手荷物について生じた(1)の損害については、同項ただし書きの規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)を限度として賠償いたします。

21：お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

22：特別補償

- (1)当社は第20項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物のうえに被った一定の損害について予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2)当社が、第20項(1)の責任を負うことになったときは、(1)の補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で自由行動中の山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等のほか、これに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (4)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(オプションツアー)のうち、当社が募集するものについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

23：旅程保証

- (1)当社は以下の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(ただし、次の各号に掲げる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社の第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- (a)次に掲げる事由による変更は、当社は変更補償金をお支払い致しません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生した事による変更の場合は変更補償金を支払います。
- (i)天災地変
- (ii)戦乱
- (iii)暴動
- (iv)官公署の命令
- (v)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (vi)当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (vii)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (b)第13～15項の規程により募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2)当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額はお客様1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお客様1名に対して1募集型企画旅行につき1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。
- (3)当社が(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社はおお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
<p>注1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>注2.出発案内が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。</p> <p>注3.第三号または第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注4.第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>注5.第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。</p> <p>注6.第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。</p>		

24：旅行条件の基準期日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット・ホームページその他に明示した日となります。

25：事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに出発案内でお知らせする連絡先にご通知下さい。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい）

26：個人情報の取扱いについて

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

この他、当社では(a)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (b)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い (c)アンケートのお願い (d)特典サービスの提供 (e)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

27：その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがあります

が、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)宿泊施設等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(4)現地ツアー会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な処置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、該当措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7)事故、台風などの荒天をはじめとする運航事情その他やむを得ない事由により、帰着が遅れる、或いは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9)学生割引を適用する場合はその所属する学校法人発行の学生証の写し又は学割証明書を提出していただきます。

【受注型企画旅行】 旅行取引条件書

■お申し込みの際は必ずこの旅行条件書を読みください■

株式会社ナショナルランド（東京都知事登録旅行業第2-2174号/全国旅行業協会正会員）

この書面は旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5に交付する契約書面の一部になります。お申込みいただく前に必ずお読みください。

1：受注型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ナショナルランド（以下当社といいます。）がお客様の依頼により旅行の計画を作成する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件はこの書面による他、予約確認書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。
- (3)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (4)旅行業約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2：企画書面の交付

- (1)当社は旅行契約の申込みをしようとするお客様から依頼があった場合、当社の業務上の都合があるときを除き、依頼の内容に沿って旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。
- (2)（1）の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

3：お申し込みの方法と契約の成立

- (1)第2項（1）の企画書面の内容に関してお申込みをする場合は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料もしくは違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。

（お一人様）

旅行代金	10万円未満	10万円以上
申込金	20,000円	旅行代金の20%

- (2)当社は電話・郵便・ファクシミリ・Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日から起算して1週間以内（出発1ヶ月以内の予約については当社の定める期間内）に、前号に定める金額の申込金又は旅行代金全額と申込書を提出していただきます。この期間内にお客様から申込金又は旅行代金全額及び旅行申込書の提出がなされないときは、当社は予約がなかったものとして取扱います。
- (3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

4：お申し込み条件

- (1)お申込時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要となります。
- (2)70歳以上の方は「健康アンケート」又は「健康診断書」を提出していただく場合があります。
- (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他旅行の参加に際し特別な配慮を必要とする方は、契約のお申込み時にその旨をお申し出下さい。このとき当社は可能な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者/同伴者の同行等を条件とさせていただく又はご参加をお断りさせていただきます。お客様のお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4)旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (6)お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7)その他当社の業務上の都合で申込みをお断りすることがあります。

5：確定書面（最終旅行日程表）

- (1)確定した最終旅行日程表は遅くとも旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に申込

みされた場合には出発当日）までにお渡しします。なお期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明致します。

- (2)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は（1）の最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

6：旅行代金の支払い

第3項の旅行契約成立時点以降、当社が定める所定の期日までに旅行代金をお支払いください。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前に当たる日以降にお申込みされた場合、申込時点又は旅行開始日前の指定期日までに支払いいただきます。

7：旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した船舶等の交通機関の運賃・料金
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の運賃・料金
- (3)旅行日程に明示した宿泊・食事・観光費用
- (4)（1）～（3）に係る旅行取扱料金及び消費税
- (5)手荷物の料金
スーツケース等旅行に必要な身の回り品で、3辺の和が2m以下、重量20kg以下のものをお一人様2個まで。これ以外は受託手荷物（＝チェック/有料）として預けていただくこととなります。手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、手荷物の取扱いは当該運送機関の運送約款に拠ります。

8：旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示致します。

- (1)超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
- (2)飲料代、クリーニング代、電報・電話料、船舶及び宿泊施設等の給仕等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)疾病、傷害に関する治療費及びそれに伴う諸費用
- (4)集合地まで及び解散地からの交通費、宿泊費、食事代その他個人的諸費用
- (5)希望者のみ参加する各寄港地でのオプションツアーの旅行代金
- (6)ご希望によりお一人様で1部屋を利用される場合の追加料金
- (7)任意の旅行傷害保険料並びに携帯品保険料
- (8)船室クラス変更による追加代金

9：旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的港の変更等）、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。上記の理由で延泊する場合の宿泊費、食事代等はおお客様の負担となりますのでご了承ください。

10：旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、次の場合は旅行代金の額を変更致します。

- (1)当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増額又は減額することがあります。
- (2)（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知致します。
- (3)（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少分だけ旅行代金を減額します。
- (4)第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）の減少又は増加が生じる場合（いわゆる運送・宿泊機関の過剰予約等のように、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備を利用できない場合を除く）には、当該契約内容の変更の

際にその範囲において旅行代金の額を変更することがあります。

- (5) 運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、旅行代金の額を変更することがあります。なお、その場合旅行契約を解除されたお客様より所定の取消料をいただきます。

11：お客様の交替

- (1) お客様はあらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際交替に要する手数料として1万円をいただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は交替をお断りする場合があります。

12：お客様の解除権

- (1) お客様はいつでも以下に定める取消料を払って旅行契約を解除することができます。また旅行契約成立後、旅行代金が所定の期日までに入金なく当社が参加をお断りした場合も下記の料率で取消料（又は違約料）を申し受けます。なお表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に契約解除のお申し出をいただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日（=取消日）		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21日前まで（ただし下記の場合を除く）	無料
	当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合	企画料金の相当する金額
	20日前から8日前まで	旅行代金の20%
	7日前から8日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日の当日		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

- (2) お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (a) 契約内容が変更されたとき。ただしその変更が第23項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
- (b) 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (d) 当社がお客様に対して、第5項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- (e) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料が申込金でまかなえないときはその差額を申し受けます。また(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金（又は申込金）を全額払い戻します。
- (4) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし一切の払い戻しを致しません。

13：当社の解除権—旅行開始前の解除

- (1) 当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (a) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (b) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が判断する場合。
- (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合。
- (d) 参加者数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知致します。
- (f) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- (2) お客様が第6項に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合においてお客様は当社に対し第12項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

14：当社の解除権—旅行開始後の解除

- (1) 当社は次に掲げる場合においては、旅行開始後であってもお客様

に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- (a) お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられない時。
- (b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 当社は(2)の場合において旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (4) 当社が(1)の(a)、(c)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担とします。お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

15：旅行代金の払戻し

当社は第10項(1)～(5)の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払戻します。ただし、第13項及び14項において旅行契約が解除されたときには、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

16：契約解除後の帰路手配

当社は第14項(1)の(a)又は(c)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けまします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担とします。

17：旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従ったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後のサービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) (1)、(2)の業務は、同行する添乗員によって行われますが、添乗員が同行しない場合は、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により行わせ、その者の連絡先は確定書面（最終旅行日程表）に明示致します。

18：当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19：添乗員等の業務

- (1) 当社は旅行内容により添乗員その他の者を同行させて第17項に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) (1)の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

20：当社の責任

- (1) 当社は受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 次に掲げるような事由によりお客様が損害を被られたときは上記の責任を負いません。

- (a)天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、ハイジャック又はこれらのため生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (b)運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのため生ずる旅行日程の変更若しくは中止
 - (c)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは中止
 - (d)自由行動中の事故
 - (e)食中毒
 - (f)盗難
 - (g)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は手荷物について生じた(1)の損害については、同項ただし書きの規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)を限度として賠償致します。

21：お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為もしくはお客様が当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

22：特別補償

- (1)当社は第20項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物のうえに被った一定の損害について予め定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2)当社が、第20項(1)の責任を負うことになったときは、(1)の補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3)お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で自由行動中の山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等のほか、これに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (4)当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(オプションツアー)のうち、当社が募集するものについては、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。

23：旅程保証

- (1)当社は以下の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(ただし、次の各号に掲げる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社の第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - (a)次に掲げる事由による変更は、当社は変更補償金をお支払い致しません。ただしサービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生した事による変更の場合は変更補償金を支払います。
 - (イ)天災地変
 - (ロ)戦乱
 - (ハ)暴動
 - (ニ)官公署の命令
 - (ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - (ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - (ホ)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のため必要な措置
 - (b)第12項から14項の規程により受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2)当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額はお客様1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお客様1名に対して1受注型企画旅行につき1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。
- (3)当社が(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還

すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

- (4)当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注3第三号または第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		

24：旅行条件の基準期日

企画書面を交付した日を本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日とします。事情により交付しない又はできない場合は、当社が承諾した日を基準日とします。

25：事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

26：個人情報の取扱いについて

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社では(a)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (b)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い (c)アンケートのお願い (d)特典サービスの提供 (e)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

27：その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)宿泊施設等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4)現地ツアー会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な処置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、該当措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合は責任は一切負いかねます。
- (7)事故、台風などの荒天をはじめとする運航事情その他やむを得ない事由により、帰着が遅れる、或いは宿泊しなければならない事態が生じてても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9)学生割引を適用する場合はその所属する学校法人発行の学生証の写し又は学割証明書を提出していただきます。

【手配旅行】 旅行取引条件書

■お申し込みの際は必ずこの旅行条件書を読みください■

株式会社ナショナルランド（東京都知事登録旅行業第 2-2174 号 / 全国旅行業協会正会員）

この書面は旅行業法第 12 条の 4 による旅行取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は旅行業法第 12 条の 5 に交付する契約書面の一部になります。お申込みいただく前に必ずお読みください。

1: 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ナショナルランド（以下当社といいます。）が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2: 旅行の申し込み

- (1)当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申し込みの場合、当社は契約責任者が団体構成員の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3)当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の 20%相当額以上の申込金または全額を添えてお申し込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3: お申し込み条件

- (1)お申し込み時に 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の手配等特別の配慮を必要とする方はその旨をお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3)その他当社の業務上の都合があるときはお申し込みをお断りする場合があります。

4: 旅行契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- (2)当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
- (3)団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

5: 契約書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお送りします。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書・請求書をお送りします。

6: 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

7: 旅行契約の解除

- (1)お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料金
- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消しさせていただく場合があります。その場合既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料金はおお客様の負担とさせていただきます。
- (3)当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価としての支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

8: 旅行代金

- (1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2)団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3)当社は、旅行終了後すみやかにお支払い旅行代金の精算をします。

9: 旅行業務取扱料金

(1)手配料金

- ①運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合
15人以上の団体手配旅行…旅行代金総額の 15%
上記以外の個人…1件につき旅行経費合計額の 13%
- ②運送・宿泊機関の予約・手配の場合
1件につき 19,000 円以内
- ③観光・入場・食事その他のサービス手配の場合
1手配につき 2,000 円

(2)添乗サービス料

- 添乗員 1 人 1 日につき 10,000 円
添乗員の宿泊料金・交通費等の旅行実費は、別途申し受けます。

(3)変更手数料金

- ①運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合
15人以上の団体手配旅行…旅行代金総額の 10%
上記以外の個人…1件につき 1,000 円
- ②乗船券の切り替え、再発行
1件につき 7,000 円以内
- ③運送・宿泊機関の予約・手配の変更
1件につき 1,000 円

(4)取消手数料金

- ①運送・宿泊機関等の複合手配旅行の場合
15人以上の団体手配旅行…取消に係る旅行代金の 10%
上記以外の個人…1件につき 2,000 円
- ②運送・宿泊機関等の予約取消
それぞれ 1件につき 2,000 円

(5)通信連絡費（お客様の依頼により緊急に現地手配のため通信連絡を行った場合）

- 1件につき 2,500 円

10: 国内宿泊施設の取消料金

- (1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2)一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。
- (3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の払い戻しをうけて、払い戻し欄にご署名下さい。
- (4)払い戻しは宿泊日より 1ヶ月以内にお申し出下さい。
- (5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

11: 海外航空券の変更・取消手数料金

- (1)発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消、再度予約をすることになりますので、取消手数料金を申し受けます。
- (2)繁忙期の航空券は、お客様にご連絡確認のうえ発券手続をします。その場合のその後の変更取消は、変更手数料金・取消手数料金を申し受けます。

12: 当社の責任

- (1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内にお当社から通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合 14 日以内、海外旅行の場合 21 日以内に通知があったときに限り、お一人当たり 15 万円（故意または重過失がある場合を除く）を限度とします。

13: お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しななければなりません。

14: 個人情報の取り扱いについて

- (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等に対し、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス及び手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当社では(a)会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 (b)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い (c)アンケートのお願い (d)特典サービスの提供(e)統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。